

令和5年9月1日

北海道知事 様

提出者 住所 東京都千代田区丸の内1丁目5番1号
氏名 三菱 H C キャピタル株式会社
代表取締役社長 柳井 隆博

北海道地域商業の活性化に関する条例第30条第1項（附則第5項において準用する同条例第30条第1項）の規定により、次のとおり地域貢献活動計画を変更したので提出します。

記

1 特定小売事業施設の概要

名称	東雁来ショッピングセンター
所在地	札幌市東区東雁来10条3丁目1番1号
地域貢献活動計画書の提出年月日	平成26年1月30日

2 地域貢献活動計画の変更

変更年月日	令和5年3月1日
変更の理由	店長変更の為（DCM）

3 変更後の地域貢献活動計画

(1) 地域貢献活動の実施に関する計画

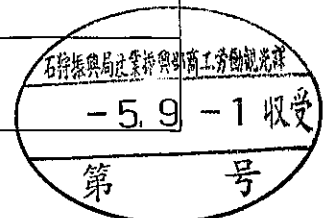
項目	活動内容	実施時期	具体的な取組

(2) 地域貢献活動の担当者

所属名	DCM東雁来店
職・氏名	店長 鈴木 謙一郎
電話番号	(011) 790-5011

<担当者連絡先>

所属名	DCM株式会社 東日本開発部
職・氏名	店舗開発マネジャー 小倉 良一
電話番号	(011) 892-3611
電子メールアドレス	ogura_ryouichi@dcm-hldgs.co.jp



- 注1 特定小売事業施設を複数の者により設置する場合は、「提出者」欄は、連名で記載すること。
- 2 「(1) 地域貢献活動の実施に関する計画」及び「(2) 地域貢献活動の担当者」は、変更後の内容を記載すること。
- 3 「(1) 地域貢献活動の実施に関する計画」は、条例第10条の規定により知事が策定する地域貢献活動指針にのっとり記載することとし、書ききれない場合は、記載を省略し、別添資料として添付すること。